

## 令和 7 年度基準の主な変更点について

○認証基準の見直しについて(各項目の詳細は「記入の手引き」で確認してください)

- ・項目①②③④⑤⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の数値を更新

※各種統計調査の全国平均数値を上回る取組をしていることを認証基準としています。

※なお、今回の見直しにあたり、全国平均数値が前回の全国平均数値を下回る項目がありますが、滋賀県の平均数値を上回る場合は、全国平均数値を認証基準としています。

まずは全国平均数値を達成することを目標としていただき、すでにその目標を達成している場合は、さらに上を目指して取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・項目⑦を変更

新基準：育児・介護休業法で定める育児のための短時間勤務制度または所定外労働免除制度を、小学校就学後の子を養育する労働者が利用できる。

旧基準：育児・介護休業法で定める育児のための短時間勤務制度または所定外労働免除制度を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる。

### 【変更概要】

育児・介護休業法の改正を踏まえ、柔軟な働き方を選択できる従業員の対象を拡大する。

※育児・介護休業法の改正（令和 7 年 10 月 1 日から施行）において、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、柔軟な働き方を実現するための措置として、短時間勤務制度は選択して講ずべき措置の 1 つとなる。

- ・項目⑧を変更

新基準：小学校就学後の子の育児または介護のために利用できるフレックスタイム制度または始業終業時刻変更制度がある。

旧基準：育児または介護のために利用できるフレックスタイム制度または始業終業時刻変更制度がある。

### 【変更概要】

育児・介護休業法の改正を踏まえ、柔軟な働き方を選択できる従業員の対象を拡大する。

※育児・介護休業法の改正（令和 7 年 10 月 1 日から施行）において、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、柔軟な働き方を実現するための措置として、始業時刻等の変更は義務の選択肢の 1 つとなる。

- ・項目⑨を変更

新基準：育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への支援の取組を行っている。

旧基準：育児休業取得者の継続就労への不安を取り除くための支援の取組を行っている。

### 【変更概要】

従業員の育児休業取得や短時間勤務制度利用を促進するため、業務を代替する周囲の労働者への支援の取組を、新たな認証項目とする。

※旧基準は、項目⑩へ移行する。

・ 項目⑩を変更

新基準：育児休業取得者の継続就労への不安を取り除くための支援等、働きやすい職場づくりに  
向けた取組を行っている。

旧基準：働きやすい職場づくりに向けた取組を行っている。

【変更概要】

項目⑨の旧基準を、項目⑩に追加する。